

豊川市制施行80周年記念「協賛事業」の追加提案について

本市は、令和5年6月1日に市制施行80周年を迎えるため、令和5年1月から令和6年3月までを実施期間とする豊川市制施行80周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施しています。

記念事業は、令和4年12月に策定した「豊川市制施行80周年記念事業のご案内（実施計画書）」（以下「計画書」という。）に位置づけ、市が主催または実行委員会に加わって実施する「市主催等事業」と、関係機関や各種団体などが実施する「協賛事業」を、一体的に展開していくこととしていますが、計画書を策定したのちも、新たな「協賛事業」の提案をいただいています。

ついては、以下のとおり「協賛事業」の追加提案に関する要件を定め、引き続き、記念事業への位置づけを検討させていただきます。

1. 協賛事業の実施主体

関係機関や各種団体などが実施する事業

※市内で活動する団体等とし、個人は除きます。

2. 事業内容

記念事業の基本方針に即しており、事業内容に公共性を備えていること

●基本方針 もっと「元気なとよかわ」を目指す80周年

- ・豊川市は東三河で唯一人口が増加しています。暮らしやすく「元気なとよかわ」が未来へ向かって、さらに飛躍・発展することを目指します。
- ・これまで実施してきた事業を加速する取組、新たな事業のきっかけとなる取組、10年・20年先を見据えた取組など、以下の6つに掲げる事業

①	豊川市の魅力発信につながるような事業
②	将来を担う子ども・若者に参加いただき、豊川市への愛着がさらに深まるような事業
③	豊川市の幅広い世代の人々にいやしとふれあいの場をもたらすような事業
④	豊川市の人とまちの元気をわかちあい、受け継いでいけるような事業
⑤	SDGsを踏まえた持続可能な豊川市のまちづくりを次代につなげていくような事業
⑥	豊川市の飛躍と発展を期待いただく各種団体、企業の皆様からの寄附事業

3. 提案期限

令和5年5月末まで

4. 提案方法

別添の「協賛事業提案票」に記入の上、豊川市企画部企画政策課までメール又はFAXにてお問合せください。

5. その他

計画書は、記念事業の追加状況を踏まえ、適宜更新する予定です。

問合せ及び提出先

豊川市企画部企画政策課（豊川市制施行80周年記念事業担当）

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

電話 0533-89-2126 FAX 0533-89-2125

メール kikaku@city.toyokawa.lg.jp